

平成 28 年 8 月 日

区政モニターの皆様へ

(平成 28 年度・第〇回 区政モニターアンケートの実施について)

～「障害への理解および障害者に関する意識について」～

日頃より、練馬区政にご協力をいただき、真にありがとうございます。

さて、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）が平成 28 年 4 月から施行されました。練馬区では、障害に関する理解を促進し、障害を理由とする差別の解消の推進を図るための取組を実施しております。

つきましては、区民の皆様から障害への理解等に関するご意見などをお聞かせいただき、今後の障害者施策の参考とさせていただきたいと考えております。

アンケートにご協力をお願いいたします。

【回答方法】

回答にあたりましては、該当する「□」に「✓」印をつけてください。
（「その他」を選ばれた場合は、枠内にご記入ください。）

【返送方法】

回答票を同封の返信用封筒に入れ、〇月〇日（〇）必着までにご返送ください。
※ 返信用封筒には、必ずモニター番号とお名前をご記入ください。

◇ 第〇回 区政モニターアンケート回答票 ◇

◆あなたご自身について教えてください。

F 1. あなたの性別をお答えください。

- 男性 女性

F 2. あなたの年代をお答えください。

- 20歳代 30歳代 40歳代
 50歳代 60歳代 70歳以上

F 3. あなたの職業をお答えください。

- 会社員 自営業 公務員 専業主婦・主夫
 パート・アルバイト 学生 無職 その他

F 4. 練馬区にお住いの年数についてお答えください。

- 1年未満 1年～5年 6年～10年
 11年～20年 21年～30年 31年以上

◆障害者との交流の機会等について

問1. あなたの身近に障害のある人がいますか。または、これまでいたことがありますか。(複数回答可)

- 自分自身または家族等身近な親族にいる
 学校、職場にいる
 近所にいる
 友人、知人、趣味等の活動の場にいる
 身近にいたことはない
 その他

(「その他」をお選びの方は、こちらへご記入ください。)

問2. あなたは、障害のある人の手助けをしたことがありますか。

ある (問3へ進む)

ない (問4へ進む)

問3. 問2で「ある」と答えた方に伺います。それはどのような手助けでしたか(複数回答可)

- 電車やバスで席をゆずった
- 横断歩道や階段で手助けをした
- 筆談や手話で対応した
- 相談相手、話し相手
- 困っている様子の人に声をかけた
- 寄付、募金等の金銭的な援助
- 家事支援、身辺介助などの手伝い
- その他

(「その他」をお選びの方は、こちらへご記入ください。)

問4. 問2で「ない」と答えた方に伺います。なかったのはどうしてでしょうか。(複数回答可)

- たまたま機会がなかったから
- どのように声をかければよいか分からなかったから
- 専門の人や関係者に任せの方が良いと思ったから
- 自分にとって負担になるような気がしたから
- 特に理由はない
- その他

(「その他」をお選びの方は、こちらへご記入ください。)

◆障害を理由とする差別の解消等について

問5. あなたは、世の中には障害のある人に対して、障害を理由とする差別や偏見があると思いますか。

- あると思う
 - 少しはあると思う
 - ないと思う
 - わからない
- } (問6へ進む)
- } (問9へ進む)

問6. 問5で「あると思う」「少しはあると思う」と答えた方に伺います。

どのような場面で差別や偏見があると思いますか？（自由記載）

問7. 問5で「あると思う」「少しはあると思う」と答えた方に伺います。

あなたは、障害を理由とする差別が行われている場合、差別を行っている人の意識について、どう思いますか。

- 意図的に行われている差別が多いと思う
- どちらかという、意図的に行われている差別が多いと思う
- どちらかという、無意識に行われている差別が多いと思う
- 無意識に行われている差別が多いと思う
- わからない

問8. 問5で「あると思う」「少しはあると思う」と答えた方に伺います。

あなたは、10年前と比べて障害のある人に対する差別や偏見は改善されたと思いますか。

- かなり改善されている
- ほとんど改善されていない
- どちらともいえない
- わからない

問9. 平成28年4月に障害を理由とする差別の解消に関する法律（※）が施行されました。
あなたは、この法律のことを知っていますか。（※法律の概要は最終頁をご覧ください）

- 法律の内容も含めて知っている
 - 詳しい内容は知らないが、法律名は聞いたことがある
 - 知らない
- } (問10へ進む)
- (問11へ進む)

問10. 問9で「法律を知っている、法律名を聞いたことがある」と答えた方にお伺いします。
あなたは、この法律について、どのような方法で知りましたか。（複数回答可）

- インターネット
- 新聞、雑誌
- テレビ
- 知人に聞いた
- その他

（「その他」をお選びの方は、こちらへご記入ください。）

問11. この法律を周知するために、どのような方法が有効であると思いますか。（複数回答可）

- ねりま区報等、広報紙への掲載
- イベントや講演会を通じた情報提供
- 公共施設などでのポスターの掲示、リーフレットの配布
- ホームページでの情報提供
- その他

（「その他」をお選びの方は、こちらへご記入ください。）

◆障害者と地域の交流等について

問12. 区内の障害者団体や障害者施設では、様々な行事や催しを行っています。

あなたは、どのような行事であれば参加してみたいと思いますか。(複数回答可)

- バザー、作品展など
- 講演会、シンポジウムなど
- 障害のある人による演劇、音楽会など
- 障害のある人と一緒に行うスポーツ
- 障害者施設などのお祭りなど
- 参加したいと思わない
- その他

()

問13. あなたは、障害のある人にかかわるボランティア活動(外出時の付添い、話し相手、レクリエーションの手伝い等)に興味がありますか。

- 興味があり、実際に活動している
- 興味があり、これまで活動したことがある
- 興味があり、機会があればしてみたい
- 活動内容によっては興味がある
- 興味がない
- どちらともいえない

問14. 地域で生活している障害のある人と地域の人が交流するために、どのような機会があると良いと思いますか。(複数回答可)

- ボランティア講座、講演会など、障害のある人について知る機会
- 障害のある人と一緒に音楽や運動等をする機会
- 障害のある人の話を直接聞く機会
- 障害のある人もない人も、気軽に交流できる場所の設置
- わからない
- その他

(「その他」をお選びの方は、こちらへご記入ください。)

問15. あなたは、障害のある人もない人も共に暮らす地域社会を実現していくために、何が重要だと思いますか。次の中からあてはまるものを選んでください（複数回答可）

- 障害のある人への理解を深めるための啓発・広報活動
- 就学児に対する、障害のある人への理解を深めるための教育の充実
- 障害者が自宅やグループホームで日常生活の支援を受けられる仕組み
- 障害のある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備
- 障害のある人がそれぞれの状況に応じて、安心して働き続けられる仕組み
- 障害のある人やその家族等の相談に応じられる仕組み
- その他

（「その他」をお選びの方は、こちらへご記入ください。）

問16. 障害者福祉施策について意見がございましたら、自由にご記入ください。

以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。

※障害を理由とする差別の解消に関する法律（概要）

この法律は、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

この法律では障害者に対する「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

☆ 対象となる「障害者」は？

身体障害や知的障害のある方、精神障害や発達障害のある方、その他の障害のある方で、障害や社会的障壁（社会のかべ）によって、暮らしにくく、生きにくい状態が続いている方をいいます。障害者手帳をもっていない方や障害児も含まれます。

☆ 「不当な差別的取扱いの禁止」とは？

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

例えば・・・障害を理由に窓口対応を拒否する。

障害を理由に説明会や講演会等への出席を拒む。

障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。

☆ 「合理的配慮の提供」とは？

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が多すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。

これを「合理的配慮の提供」といいます。

例えば・・・高いところにおかれた品物などを取って渡す。

筆談、読み上げ、手話などのコミュニケーション手段を用いる。

段差がある場合に、スロープ等を使って補助する。